

## ○総務省告示第 号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第十四条の規定に基づき、昭和六十年郵政省告示第三百七十八号（構内無線局の用途、電波の型式及び周波数並びに空中線電力を定める件）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

総務大臣 金子 恭之

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）を加える。

改正後

改正前

<p>「二・二略」 無線電力伝送（施行規則第三十二条の八の三に規定するものをいう。）用 電波の型式</p>	<p>周波数 九一八㎒、九一九・二㎒<sub>z</sub> 二、四二二㎒<sub>z</sub>、二、四三七㎒<sub>z</sub> 二、四六二㎒<sub>z</sub>、二、四八四㎒<sub>z</sub></p>	<p>空中線電力 一ワット以下 一五ワット以下</p>	<p>「二・二」 同上 「新設」</p>
<p>NON</p> <p>五、七四〇㎒<sub>z</sub>、五、七四二㎒<sub>z</sub>、 五、七四四㎒<sub>z</sub>、五、七四六㎒<sub>z</sub>、 五、七四八㎒<sub>z</sub>、五、七五〇㎒<sub>z</sub>、 五、七五二㎒<sub>z</sub>、五、七五八㎒<sub>z</sub>、 五、七六四㎒<sub>z</sub></p>	<p>三二ワット以下 ただし、受電装置（設備規則第四十九 条の九第五号に規定するものをいう。） （に使用する場合には〇・三二二 ミリワット以下</p>		

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。